

## 現場鑑識運用要綱の制定について

〔平成 2 年 1 2 月 2 6 日 鑑発第 4 6 9 号〕  
警察本部長より各部・課・隊・校・署長あて

改正 平成 1 9 年 7 月 1 0 日 鑑甲達第 1 2 号  
警察本部長より各部・課・隊・校・署長あて

現場鑑識活動は、犯罪捜査規範（昭和 3 2 年、国家公安委員会規則第 2 号）石川県重要事件捜査に関する訓令（昭和 5 9 年、石川県警察本部訓令第 6 号）によるほか「現場鑑識実施要領」に基づき実施してきたところであるが、犯罪の質的变化、捜査を取り巻く環境の悪化等により、捜査活動が一層困難化する傾向にあり、加えて証拠中心の捜査、すなわち科学的、合理的捜査の推進が一段と強調され、現場鑑識活動は、その統一的、組織的推進と現場資料の科学的、合理的検討が強く要求されているところである。

旧要領は、制定後 2 0 数年を経過し、その間に本部機動鑑識班、現場化学検査班の設置等組織体制が整備されたほか、科学的資器材の導入により、微物鑑識が実施されるなど鑑識技術の高度化が図られている。現場鑑識活動にこれらの組織や技術を駆使し、効果的な鑑識活動の推進を図るため、今般、新たに別添「現場鑑識運用要綱」を制定し、平成 3 年 1 月 1 日から施行することとした。

この要綱の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるから、所属職員に徹底し、運用の万全を期せられたい。

なお、「現場鑑識実施要領」の制定について（昭和 3 9 年 1 2 月 2 2 日発鑑第 5 3 3 号）の通達は廃止する。

### 記

#### 1 要綱の趣旨（第 1）

科学的、合理的捜査の要請にこたえるためには、鑑識活動を統一的かつ組織的に推進し、現場鑑識の徹底を図る必要がある。そのための警察署の指揮体制を明確にするとともに警察署と本部鑑識課が有機的な連携を図るほか、現場観察及び採証活動に当たっては、科学的、合理的判断を加えるなど効果的な推進に努めなければならない。

#### 2 警察署の現場鑑識体制（第 2）

##### (1) 現場指揮官の指定

発生地署長は現場鑑識活動を必要とする事件が発生した場合、事件の規模に応じた現場指揮官を指定することとした。

なお、現場指揮官は、石川県警察重要事件捜査に関する訓令で定めるところにより、現場統制官が設置されたときは、現場統制官の指揮統制に従うものとする。

##### (2) 刑事課長等の連携

刑事課長等は、警備、交通など主管外の事件が発生し、鑑識活動を必要と

する場合は、事件主管課長と連携を密にし、鑑識活動の効果的推進を図らなければならない。

### 3 重要事件発生時の措置（第3）

#### (1) 本部への通報、応援要請

発生地署長は、重要事件が発生した場合、鑑識課長に対し、事件の発生を通報し、じ後の協力を依頼しなければならない。

また、自署員が不足するときは、鑑識課長に応援要請することができる。

#### (2) 鑑識課長の措置

鑑識課長は、重要事件の発生を認知し又は発生地署長から通報を受けたときは、発生地署長の指揮に積極的に協力又は助言し、事件の態様や内容により本部鑑識課の現場係、機動鑑識班、現場科学検査班及びその他の係員から必要な要員を編成して応援派遣するものとする。

#### (3) 発生地署以外の警察署への応援要請

発生地署長は、大規模事件、事故等により多数の鑑識要員を必要とするときは、鑑識課長と協議のうえ、発生地署以外の警察署鑑識専務員の応援派遣要請ができることとした。

#### (4) 警察本部事件主管課長の連携

警察本部の事件主管課長は、現場鑑識活動を必要とする事件を認知したときは、鑑識課長へ通報するなど、鑑識課長と緊密な連携を保ち、鑑識活動が迅速、効果的に行われるよう配慮しなければならない。

### 4 資器材の整備活用（第4）

鑑識資器材は、事件発生に際し直ちに携行できるよう、常に良好な維持管理に努めその効果的な活用を図らなければならない。

### 5 現場保存（第5）

#### (1) 現場保存責任者の指定

現場保存の成否がその後の現場鑑識活動、捜査活動に大きく影響することから、発生地署長は、現場保存責任者を定め、具体的な指示を行うこととした。

現場保存責任者には、通常、地域主管課（係）の幹部を充てることが望ましい。

#### (2) 刑事課長等の責務

刑事課長等は、現場保存の責務が鑑識部門に属することを念頭におき、署長が指定する現場保存責任者に必要な指示、助言をし、現場保存責任者の従事員に対する指揮が的確に行われるよう配慮しなければならない。

### 6 現場鑑識の指揮（第6）

#### (1) 現場指揮官の統制

現場における鑑識活動は、責任者による統制の下に行われることを基本とし、現場指揮官による統制ある組織的活動を行うこととした。

#### (2) 現場指揮官の任務

現場指揮官は、現場臨場に当たって事件の態様を判断し、現場鑑識に必要な

な携帯資器材を具体的に指示するとともに、現場における現場保存の適否についても、先着警察官又は現場保存責任者に指示を与え措置することとした。

また、現場周辺に前足、後足等第二次現場の有無を十分検討し、徹底した鑑識活動を行うとともに、必ず責任ある立会人の立会いを求め、立証措置に配慮しなければならない。

さらに、現場鑑識活動中及び終了した際には、還元措置を行うなど、常に被害者の立場に立った活動を行うこととした。

#### 7 現場観察（第7）

現場観察に当たっては、現場指揮官の統制ある指揮の下に計画的に実施し、観察漏れのないよう綿密に行わなければならない。

また、現場観察は、各種資器材を駆使して科学的、合理的に実施し、その結果は迅速に捜査へ通報して反映させなければならない。

#### 8 資料採取と証拠保全（第8）

現場観察により発見された各種の資料は、採取の手段、方法を十分検討して漏れなく採取し、立会人による確認・写真撮影・記録等の措置を講じ、証拠と証明力の確保を図るほか、採取した資料の物的資料価値の保全に努めなければならない。

#### 9 警察犬の効果的活用（第9）

警察犬は原臭があつてこそ、その効果が発揮できるものであることから、遺留品の有無等現場の状況を把握し、使役効果が認められるときには、速やかに出動要請しなければならない。

#### 10 採取資料の迅速な活用（第10）

採取された資料が事件送致まで、そのまま保管されて、捜査に反映されていないことがある。資料は迅速に処理して、鑑定や検査を必要とするものは、早期に依頼し、捜査または立証に十分活用を図らなければならない。

#### 11 鑑識教養（第11）

鑑識業務は、専門的知識、技術を必要とすることから鑑識課長及び警察署長は鑑識教養を反復実施し、鑑識技術の高度化、普遍化を図るものとした。

また、犯罪情勢の質的变化に的確に対応する鑑識活動は、日進月歩する科学、技術を積極的に取り入れ、万全を尽くす必要があるため、本要綱では、現場活動の具体的実施要領を定めなかった。

そのため、幹部による鑑識執務資料等を利用した具体的な実務教養を徹底し、技術の向上に努めなければならない。

#### 12 報告（第12）

現場指揮官は、現場鑑識が終了したときには、「現場鑑識実施報告」により警察署長に報告し、実施状況を明確にしておかななければならない。

また、発生地署長は、重要事件の現場鑑識活動を行った場合は、速やかにその状況を前記様式により、警察本部長（鑑識課長を経由）に電話報告しなければならないこととした。

## 現場鑑識運用要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、現場鑑識活動を必要とする事件が発生した場合において、鑑識活動を統一かつ組織的に実施し、もって、現場鑑識の徹底による科学的、合理的捜査の推進を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 現場鑑識活動は、犯罪捜査規範(昭和32年、国家公安委員会規則第2号)、石川県警察重要事件捜査に関する訓令(昭和56年6月18日石川県警察本部訓令第6号。以下「重要事件捜査規程」という。)その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (警察署における現場鑑識体制)

第2 事件の発生地を管轄する警察署長(以下「発生地署長」という。)は、現場鑑識活動を行うに当たって、その事件の態様・内容を検討判断し、原則として次の基準による現場指揮官を定めて必要な要員を派遣し、統制ある鑑識活動を行わなければならない。

(1) 重要事件捜査規程で定める重要事件及び重要事件に発展するおそれのある事件(以下「重要事件」という。)については、刑事第一課長又は刑事課長若しくは生活安全刑事課長(以下「刑事課長等」という。)

(2) 重要事件に至らない本部長指揮事件については、鑑識係長又は刑事第一係長若しくは刑事係長

(3) (1)及び(2)以外の事件については、鑑識専務員

2 刑事課長等は、他の課(係)が主管する事件が発生し、鑑識活動を必要とする場合は、事件主管課(係)長と連携を密にし、鑑識活動が適正かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

3 刑事課長等は、鑑識専務員が不在の場合又は、多数の鑑識要員を必要とするときは、鑑識代行員を積極的に活用するよう配意しなければならない。

### (重要事件発生時の措置)

第3 発生地署長は、現場鑑識活動を必要とする重要事件が発生したときは、直ちに警察本部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)に通報し、じ後の協力を依頼すること。

2 1の場合において、事件の態様、現場の状況などから自署員のみで万全を期せられない場合は、鑑識課長に対し必要な人員及び器材の応援派遣要請を行うこと。

3 鑑識課長は、重要事件を認知し、又はその発生通報を受けた場合は、必要により現場へ臨場し、発生地署長の鑑識活動の指揮に協力又は助言を行うものとする。

4 鑑識課長は、2により本部員の応援派遣要請があった場合は、鑑識課現場係、機動鑑識班、その他係員を派遣し、発生地署長の指揮下で鑑識活動に従事させ

るものとする。

なお、必要により現場科学検査班を出動させ科学的検査の実施と資料採取の指導に当たらせるものとする。

- 5 発生地署長は、事件の規模及び現場の状況から多数の鑑識要員を必要とするときは、鑑識課長と協議して、発生地以外の警察署長に対し、鑑識専務員の応援派遣を依頼することができる。この場合において、応援派遣依頼を受けた警察署長は、支障のない限り、自署鑑識専務員を派遣するものとする。
- 6 重要事件が発生した場合は、警察本部の当該事件主管課長と鑑識課長は緊密な連携を保持し、事件の初期的段階から鑑識活動が効果的に推進されるように配意しなければならない。

(資器材の整備活用)

- 第4 警察署長は、鑑識資器材の良好な維持管理に努め、現場鑑識活動に際して、効果的な活用を図らなければならない。

(現場保存)

- 第5 発生地署長は、現場鑑識活動を必要とする事件が発生した場合は現場保存責任者を定め、事件の態様と現場の状況に即した保存についての具体的指示を行わなければならない。

- 2 現場保存責任者は、発生地署長及び刑事課長等の指示、助言に従い、従事員を指揮し、立入禁止区域の設定、立入規制、現場資料の保全措置等により、現場保存の徹底を図らなければならない。

(現場鑑識の指揮)

- 第6 現場鑑識は、現場指揮官の統制の下に、組織的に行わなければならない。

- 2 現場指揮官は、次により現場指揮の徹底を期さなければならない。
  - (1) 臨場の際は、事件の態様に適した必要携行資器材を指示し、いやしくも現場においての活動に支障を来さないようにすること。
  - (2) 現場保存の区域・方法が適当でない場合は、速やかに必要な指示を与え措置すること。
  - (3) 時間待ち場所等第二次現場の有無についても十分検討し、迅速、徹底した採証を行うこと。
  - (4) 現場鑑識を始めるときは、必ず責任ある立会人の立会を求め、従事員に対しては具体的な活動の方法・区分について指示すること。
  - (5) 現場鑑識を行うに当たっては、常に被害者等の立場に立った誠意ある鑑識活動に努めること。

(現場観察)

- 第7 現場観察に当たっては事件概要を十分把握し、現場指揮官の適切な指揮統制のもとに計画的、かつ、綿密に行わなければならない。

- 2 現場観察は、あらゆる資器材を活用して科学的、合理的に行い、その結果を迅速に捜査に反映させなければならない。

(資料の採取と証拠保全)

- 第8 現場観察によって発見された資料は、証拠と証明力を保持するため、次に

より適切な採取に努めなければならない。

(1) 資料の採取は、その場所・時期・方法を十分検討し、最も適切な採取に配慮すること。

(2) 微物資料の採取に当たっては、微物の特性を理解し、資料価値の減殺防止に配慮すること。

(3) 採取物件とその存在箇所との結び付きを証明するため、立会人による確認・写真撮影・記録などの措置を講じ、証拠としての証明力の確保を図ること。

(4) 資料の採取、取扱、事後管理に当たっては、物的資料としての価値の保全措置に配慮すること。

(警察犬の効果的活用)

第9 発生地警察署長は、警察犬の効果的な活用に配慮し、先着警察官からの現場の状況報告に基づき、遺留品の有無、使役効果などを確認した上、警察犬を使役する必要があると認めたときは、速やかに鑑識課長へ出動要請しなければならない。

(採取資料の迅速な活用)

第10 採取資料は、迅速、的確に処理し、捜査の各段階に有効に活用しなければならない。

2 鑑定、検査を必要とする資料は、速やかに本部鑑識課へ送付し、鑑定等を依頼しなければならない。

(鑑識教養の実施)

第11 鑑識課長及び警察署長は、鑑識専務員、鑑識代行員、捜査員及び地域警察官等対象に応じた鑑識教養を徹底し、鑑識技術の高度化、普遍化を図らなければならない。

2 現場鑑識活動の教養に当たっては、資器材の使用法、現場保存要領並びに指紋、足跡、法医、理化学及び微物資料の採取方法などについて実務的教養を徹底し、技術の向上に努めなければならない。

(報告)

第12 現場指揮官は、現場鑑識が終了したときは、警察署長に報告し、じ後の措置についての指示を受けるものとし、帰署後速やかに「現場鑑識実施報告」(別記様式)により報告しなければならない。ただし、警察署長は軽微な事件について、報告を省略させることができる。

2 発生地署長は、重要事件の現場鑑識活動を実施した場合は、速やかにその状況を前記様式により、警察本部長(鑑識課長を経由)に電話報告しなければならない。

別記様式

## 現場鑑識実施報告

署 長	副署長・次長	刑事官	課 長	係 長	主 任	作成者 階級 氏名
本 部 報 告		平成      年      月      日 午      時      分				
		発 信		受 信		
事 件 名						
認 知 年 月 日		平成      年      月      日 午      時      分				
発 生 年 月 日		平成      年      月      日 午      時      分				
発 生 場 所						
被 疑 者	本籍 住居 職業  氏名  犯歴	生年月日      年      月      日(      )				
被 害 者	住居 職業  氏名	生年月日      年      月      日(      )				
事 件 の 概 要						

臨場者		
鑑 識 活 動 状 況		
<b>現場資料の状況</b>		
資 料 別	個 数	措 置
<b>現場資料採取箇所見取図</b>		